

## 一般競争入札参加者の心得

高知県商工労働部雇用労働政策課

### (目的)

第1条 令和8年度高知県働き方改革セミナー開催委託業務の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他法令で定められるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該業務委託の入札参加者として資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。

2 また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

### (入札の基本的事項)

第3条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（別記第1様式）に記載して入札しなければならない。契約金額は、入札書の記載金額に100分の10を加算した金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を契約金額とする。

2 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

4 入札者は、入札執行中は入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡をとってはならない。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

5 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

### (入札保証金)

第4条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

### (公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵

触する行為を行ってはならない。

#### (入札の方法等)

第6条 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、所定の様式による入札書により入札しなければならない。

2 代理人による入札のときは、委任状（別記第2様式）を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。

3 入札者が押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

4 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者印を押印しなければならない。代理人による入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印を押印しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印又は代理人の押印は不要とする。

5 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所又は訂正箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

なお、押印を省略した入札書の記載事項については訂正は行わず、再作成すること。

6 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。

7 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

8 入札公告等において認められている場合は、次に掲げるところにより、郵便により入札することができる。

(1) 入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを投かんする。

なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて投かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

(2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、一般書留又は簡易書留により指定の期日までに必着するように郵送する。

#### (入札者の辞退)

第7条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第3様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（公告で指定した期日までに到達するものに限る。）すること。

(2) 入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行

する者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を、入札を執行する者及び立会人の双方に告げて確認を受けること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

#### (無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札書。
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書。
- (3) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書、金額をなぞった入札書及び不鮮明な入札書。
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書。
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書。
- (6) 郵送による入札において、公告で指定した期日までに到達しない入札書。

#### (失格の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (4) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第4条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
- (4) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合

#### (入札執行の延期等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは取り止め、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき

#### (落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正

な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

#### (落札宣言)

第12条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

#### (同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。なお、郵便等で入札を認めた場合において、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### (再度入札等)

第14条 開札の結果、落札とするべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含めて3回）まで行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第3条第3項から第5項までのいずれかの規定により辞退として取り扱われたとき。

(2) 第7条の規定により辞退したとき。

(3) 第9条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

5 落札者が契約を結ばないときは、落札決定の取消しや落札金額の制限範囲での随意契約を行うことがある。

#### (契約の確定)

第15条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

#### (契約保証金)

第16条 落札者は、契約の締結に際し、規則第39条のとおり契約金の100分の10以上の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第40条第6号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなけれ

ばならない。

(異議の申立て)

第 17 条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(入札記録)

第 18 条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。